

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**個人事業税第2期分の納税をお忘れなく**

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(木)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封していますので、次のいずれかの方法で納付してください。(なお、納付書を紛失された方は西尾張県税事務所へお問合せください。)

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・納付場所および納付方法

- ・コンビニエンスストア、MMK設置店

- ・Pay・easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

- ・インターネット環境でのクレジットカードによる納付
- ・スマートフォン決済アプリによる納付

- ※コンビニエンスストアおよびMMK設置店による納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

**その他** 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

**問合せ先** 西尾張県税事務所課税第1課

県民税・事業税第2グループ  
☎0586(45)3169

🌐 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

**休日納税(相談)窓口**

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**とき** 12月2日(土)・3日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時

**ところ** 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

**問合せ先** 役場 収納課  
内線120・122

**税を考える週間(11月11日～17日)**

これからの社会に向かって



期間中、国税庁ホームページでさまざまな情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp>



税を考える週間 検索

**町税はスマートフォン決済で!**

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。

詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

- 利用できるスマートフォン決済アプリ  
LINEPay・PayPay・PayB  
auPAY・FamiPay



町ホームページ

**問合せ先** 役場 収納課 内線120

事業者の皆さんへ

## 消費税のインボイス制度 登録要否相談会・説明会のご案内

10月1日から、インボイス制度が開始されます。

事業者の皆さんには、インボイス制度について理解を深め、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催します。

また、インボイス発行事業者の登録をするかどうか悩んでいる方を対象に登録要否相談会を開催しますので、是非ご参加ください。



インボイス制度の  
詳しい情報



開催日程の最新情報

①登録要否説明会	②インボイス制度説明会	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)
11月13日(月) 午前9時～午後4時	11月20日(月) 午前10時～11時30分(定員25名)	11月20日(月) 午後2時～3時30分(定員25名)
12月4日(月) 午前9時～午後4時	12月7日(木) 午前10時～11時30分(定員25名)	12月7日(木) 午後2時～3時30分(定員25名)

- ①インボイス発行事業者の登録をするかどうか悩んでいる方向けに、登録の考え方や事業の状況に応じて必要な情報等を個別にご案内します。※相談時間は約30分です。開始時間は、ご予約の際にご案内します。
- ②インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について説明します。
- ③インボイス制度説明会の内容に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

### ●インボイス制度説明会等に参加する方へ

○会場収容人数の都合上、事前予約制としますので、事前に問合せ先へ申し込みをお願いします。

○代表電話にお問合せいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

○個人事業者の方は、①スマートフォン、②マイナンバーカードおよび暗証番号、③利用者識別番号および暗証番号が分かるものをご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

問合せ先 津島税務署 法人税第一部門 ☎0567(26)2161(代表) 内線412(個人)・612(法人)

## 令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます



令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられます。

正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。今のうちから相続登記に備えましょう！

- ・制度に関する詳細は「法務省 所有者不明」で検索
- ・個別の事案に対するご相談は、司法書士会の「相続登記相談センター」☎0120(13)7832にお問い合わせください
- ・相続登記の手続に関するご案内(ハンドブック)→



(法務局ホームページ)

## 「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンアプリで配信中

「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンの無料アプリ「マチイロ」で配信しています。下記の2次元コードからダウンロードできます。ぜひご利用ください。



マチを好きになるアプリ



自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん！

① 役立つ行政情報を見逃さない!

② 自分に合わせた情報が届く!

③ いろいろなマチの魅力をお届け!

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。  
※広告が表示されますが、町とは一切関係ありません。

問合せ先 役場 企画政策課 内線163

